

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当協会の紹介により就職した者が一定期間内に就職者本人の事由により離職したことその他これに準ずる事由があった場合に、紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻するものとする。

- (1) 就職後1ヶ月以内に離職した場合
紹介手数料の100%
- (2) 就職後1ヶ月を超えて6ヶ月以内に離職した場合
紹介手数料の50%

なお、就職先の事由により離職した場合はこの限りではありません。
また、当該離職が紹介手数料支払い前であったとしても、就職先の支払責務は消滅しません。

許可番号

27-ユ-301926

事業所の名称及び所在地

一般社団法人 近畿建設協会

大阪市中央区大手前1-7-31